

食安監発1019第1号
平成21年10月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

スギヒラタケの摂取について

標記については、平成16年10月22日付け健疾発第1022005号及び食安監発第1022003号等により、念のため、腎機能の低下していない方も含めた一般の方に対し、スギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いしているところですが、今般、新潟県よりスギヒラタケの摂取歴がある急性脳症の疑い事例について、別添のとおり情報提供がありましたので、引き続き注意喚起について特段の御配慮をお願いします。